



社福第 223 号
令和 3 年 7 月 6 日

介護職種を取り扱う県内監理団体 代表者 様

鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課長

「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について（情報提供）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本県の社会福祉行政の推進につきましては、日頃から御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 3 年 6 月 30 日付け社援発 0630 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知及び老発 0630 第 2 号厚生労働省老健局長通知により通知がありましたので、お知らせします。

なお、当課から下記県内関係先にも情報提供を行っておりますので、その旨申し添えます。

記

○ 情報提供先

1 県内市町村

県内 43 市町村介護人材確保関係課

2 県内介護施設関係団体

鹿児島県医師会、鹿児島県老人福祉施設協議会、鹿児島県老人保健施設協会、鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会及び日本認知症グループホーム協会鹿児島支部

【担当】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課
地域福祉支援係 丸山

TEL：099-286-2841

FAX：099-286-5568

E-mail：swchiiki@pref.kagoshima.lg.jp